「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」の公 表について

道路運送法第15条の2に基づき、西日本鉄道株式会社から令和6年9月30日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更(路線一部廃止)届出に係る関係地方公共団体に対する意見聴取を行いました。 意見聴取結果は以下のとおりです。

# 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果について

## ア 届出の件名及び番号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出

公示番号:九運公第84号

事案番号:福6廃21(西日本鉄道株式会社)

### イ 意見聴取の日時及び場所

令和7年1月16日(木) 15時30分から 福岡合同庁舎新館 九州運輸局 10階 会議室

ウ 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名 【福岡県】

福岡県企画・地域振興部交通政策課長 窪西 駿介

#### 【宗像市】

宗像市都市再生部都市再生課参事 日野 友和 宗像市都市再生部都市再生課係長 平島 佳世子

## エ 陳述の要旨

## 【福岡県】

(1)地域協議会(バス対策協議会)・運送事業者(西日本鉄道株式会社)との協議内容 令和6年3月29日付け及び令和6年9月30日付けで西日本鉄道株式会社から福岡県 バス対策協議会に対し、当該路線の一部区間廃止の申出書が提出された。

令和6年5月7日及び令和6年10月30日に、福岡県、福岡運輸支局、宗像市、西日本鉄道株式会社出席のもと、福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会を開催し、対応策について協議を行い、各関係自治体の地域協議会等で、路線の存続、代替交通の検討、廃止の受け入れ等の合意形成を図っていくこととなった。

現在、各自治体において合意形成に向けて調整中である。

- (2) 自治体や住民等の意見 関係自治体が回答する。
- (3)路線廃止に対する代替交通 関係自治体が回答する。
- (4)廃止予定日の繰り上げの可否 関係自治体の意向を尊重する。

# 【宗像市】

- (1) 地域協議会(バス対策協議会)・運送事業者(西日本鉄道株式会社)との協議内容令和6年9月 福岡県バス対策協議会より書面にて路線バス廃止申し出通知。令和6年10月30日 福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会にて対応を協議。
- (2) 関係自治体の意見 便数も少なく、利用客も少ないことから、廃止はやむを得ないものと判断している。
- (3) 路線廃止に対する代替交通 運行本数や利用者も少ないため、代替手段は講じなくとも支障ないと判断している。
- (4) 廃止予定日の繰り上げの可否 …否 利用者利便や周知期間を鑑み廃止予定日の繰り上げは困難。